

平成18年度第2回かまくら人権施策推進委員会会議録

- 1 日 時...平成18年10月27日(金)午前9時～10時30分
- 2 場 所...市役所901会議室(市役所分庁舎)
- 3 出席者...安富委員(会長)、福原委員(副会長)、松原委員、桑田委員、永野委員、
【事務局】...杉浦課長、小杉課長補佐、井上係長、小村主査
傍聴者1名

4 会議の概要

【1】審議事項

(1) 鎌倉市男女共同参画推進条例(案)について

事務局より、大綱からの変更点を中心に条例案の説明を行った。次のような質疑応答が行われた

委員：第11条第2項、第12条第2・3号に「適切な処理」「申出の処理」という表現が出てくるが、よい印象を持ってない。「処理」を「対応」等、他の言葉に変えることはできないか。

事務局：男女共同参画社会基本法でも使われている表現であり、市の法制担当の部署と調整し検討していきたい。

委員：第4条第3項の「男女共同参画の推進に関する施策以外の施策」は分かりにくい表現である。また、「及び実施するに当たっては」は「及び実施するに当たっても」にしてはどうか。検討してほしい。

事務局：検討する。法文では「も」は使用しない。

委員：前文1行目の「互いに認め合い」と5行目の「互いに思いやり、支え合う」はどのような違いがあるか。

事務局：「互いに認め合い」は、幅広く人となりや個性を互いに認め合うことを意味し、「互いに思いやり、支え合う」は、実生活のなかでという意味を含んでいるので、この表現にした。

会長：「互いに認め合い」を入れた経過を説明してほしい。個々の人が互いに職場や家庭で尊重し合うことが重要であるということで追加したのなら、いらぬのではないか。「男女が個人として尊重され」という表現で充分ではないか。

事務局：「男女が個人として尊重され」は、社会、国家等から尊重される基本的人権の尊重という意味を持っている。男女共同参画という視点からみた場合、家庭内や

職場でお互いに個性や能力を認め合う観点が必要であろうということから、ここに入れた。

会長：変更点の理由に「職場や家庭において認め合うことも重要である」と書いてあるが、個人として尊重されるということに尽きるのだと思う。職場や家庭で認め合うということを「互いに認め合う」という言葉で表現しているのなら、具体的に表現すればよいのではないか。言葉の意味合いが違ってきているように思える。大綱の作成においては、「認め合い」との表現は入っていなかった。条例素案で入ってきたのはよく分からない。

委員：大綱の審議の段階では、このような表現がなかったので「互いに認め合い」が入ったということに違和感がある。

会長：「互いに認め合い」ということは、違う者の存在を前提としている。男女という存在が別であるからお互いに認め合いなさいということになる。この案には反対はしないが意見として申し述べる。

会長：第4条第3項の「男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない」(前回：男女共同参画の視点をもって取り組むものとする)としたのは、市の姿勢の後退と思えるがどうか。

事務局：表現を調整しただけで、そのような意図はない。

会長：「取り組むものとする」と「配慮しなければならない」はかなり違う。「取り組む」は主体的・能動的であり、条文の意味合いがかなり違ってくる。

事務局：第4条第1項で、各課との調整を図りながら、第4条第3項で述べるように「いつも男女共同参画社会の形成に配慮しながらやっていく」という意味あいである。

会長：前文の後ろから2行目に「男女共同参画の形成に取り組む姿勢を明らかにするため」の表現があるが、男女共同参画推進以外の施策であっても、同様に男女共同参画社会の形成に取り組む意志が表明されると考えてよいのではないか。意見として検討をお願いしたい。

事務局：第7条第2項で「地域社会において」を削除したのは、市の地域社会と家庭の両方を支援しており、一方だけの記載は対比が出てくるので、その点で削除した。

会長：「地域社会及び家庭」という表現はできなかったのか。削除すると誰が何をどこでやるのかということがつかみにくい。

委員：家庭の中の子育て、介護は地域社会が助けているのが現状。地域社会という文言は大切である。

事務局：第7条では、最初に「市は…」というように書いている。

委員：地域社会のネットワークの大切さを、きちんと自覚しておかなくてはならないと思う。家庭の力が低下している現在、市は仕掛けづくりをしているが、実際行っているのは地域社会である。

会長：「地域社会」を「環境」の前に入れたらどうか。文言はともかく、趣旨はそうであることを示してほしい。

委員：「専門相談員を置く」は評価するが、前回より弱まっていると思う。第12条第2項には、以前「調査・勧告」という文言が入っていたが、後退してしまったように思う。

事務局：専門相談員の調査については、書類だけの確認でなく、場合によっては現場調査もできると考えているが、実態がかなり危険な場合もあり、他市においても対応しきれず、申出書を書いてもらわず通常の相談で対応しているケースが多くなっている。大きな市では調査を行っているところもあるが、それほどの件数ではない。

委員：専門相談員を置いたとして、実効性はあるものなのか。

事務局：あると考える。なお、通常の相談はかなりの数があるが、近隣の相談件数に比べれば少ない。

委員：件数が少ないから機能していない、多いから機能しているとはいえない。数だけで判断せず、将来、どのような相談機関を作っていくかが今後の課題である。

会長：相談に関する手続きについては、規則等を作るのか。

事務局：要綱を作成する。

会長：適切な処理のフローチャートについてはどうか。ケースバイケースか。

事務局：ケースバイケースである。規則については、推進委員会と意見の申し出の部分だけで、あと必要な部分是要綱等で定める。

委員：DVなどは市が主体的にかかわるのが当然であり、第12条第2項にあるように、相互連携だけでよいのか。

事務局：実際に起きた場合、警察と連携して現場に行く場合もあり、被害者の立場に立って行動している。

委員：DVは、法律もあって行動しやすいが、DV以外の相談について、今後どうするか考えていかなければならない。

会長：関係機関が何を想定するのか分からない。各委員から出た意見を尊重する方向で改めて検討いただきたい。

(2) 審議会における女性委員の登用推進要綱の改正について

事務局より、女性委員の登用推進要綱の改正の概要について説明を行った。委員より了解を得た

(3) その他

今後のスケジュールについて

事務局より、次回を開催日程を5月にしたい旨、提案した。委員の私的な来年度の日程は19年1～2月に決まるので、2月末に各委員に照会し調整を行うことになった。